# 新型コロナウイルス感染症対策広報 R3.11.2

北海道民に要請されておりました「秋の再拡大防止特別対策」は、10月31日 をもって終了となりました。

北海道においては、今後、気温の低下や積雪の季節を迎え、屋内での暖房や窓を 閉めた活動が増えます。また、社会経済活動も活発となることから、**11月1日(月) から、**以下の基本的な感染防止行動の実践を呼びかけられています。

町民の皆様におかれましては、感染症拡大防止への取り組みに引き続きご協力いただけますようお願いいたします。

# 【日常生活において】

「三つの密(密閉・密集・密接)の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践しましょう

※特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実施しましょう

# 【外出の際は】

発熱や咳など体調が悪い場合には外出を控えましょう

# 【飲食の際は】

- ●北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を 選びましょう
- ●感染リスクを回避しましょう(食事は短時間、深酒せず、大声を出さず、 会話の時はマスクを着用)
  - ※特に、大人数の飲食の際は、より一層注意しましょう

# 【事業所の皆さんへ】

- ●業種別ガイドラインを確認し、感染防止に取り組みましょう
  - ※職場においては、特に「休憩室」「喫煙室」等における感染防止に取り組み ましょう
- ●飲食店等においては、感染防止の取り組みをアピールできる北海道飲食店感染 防止対策認証制度の認証を取得しましょう

=ご不明な点やご相談はこちらまで=



| 役場ホームページ | 各種情報あります。

# 標茶町感染症危機管理対策本部事務局

標茶町役場住民課環境衛生係 電話:485-2111(内線 126·127)